

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全対策等に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、次の事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 「東日本大震災復興交付金」の運用に当たって、原子力災害対策についても活用できるよう対象要件の緩和や事業の拡充を図ること。
- ② 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや、中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任をもって行うこと。
- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。
さらに、汚染状況重点調査地域の民有地の所有者等が先行して行った除染においては、遡及分を含む費用について万全の措置を講じること。
- ③ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じること。
- ④ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用し、財政措置を講じること。

- ⑤ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
- ⑥ 焼却灰等や下水汚泥などの廃棄物の処理については、周辺環境への安全対策に万全を期し、放射能汚染濃度に関わらず、国の責任において、搬出先を早急に確保するとともに、必要な財政支援措置を講じること。また、放射性物質を含む浄水発生土の処理についても、放射性汚染濃度に関わらず、発生原因及び安全管理上の観点から、国で処分場を確保すること。
- ⑦ 果樹剪定枝、稲わら・たい肥等の副産物、暫定許容値超過のために飼料にできない牧草、出荷制限となった農林水産物や放射性物質により汚染されたイノシシ等の有害鳥獣の捕獲等の処分については、国の責任において仮置場及び焼却施設を早期に設置すること。
- ⑧ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。また、河川等における除染対策等の方針を早急に示し、国の責任において適切な措置を講じること。
- ⑨ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。また、大気中などの放射線量に関しては、早急に運用の統一基準を示すこと。さらに、その測定した値が統一基準値を超えている場合、県、市町村及び学校等が講じるべき具体的放射線量低減策を示すとともに、市町村が実施する放射線量測定及び放射線量低減策等に係る費用については、万全の財政措置を講じること。
- ⑩ ほだ場の環境改善のため、「落葉層除去」によって生じる新たな廃棄物の処分方法を提示するとともに、国の責任と財政負担により特段の措置を講じること。
- ⑪ 東京電力福島第一原子力発電所に保管している放射性汚染水が海洋流出されることがないように、東京電力に対し強く指導すること。
- ⑫ 大規模事業所等に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
- ⑬ 牧草地の除染を進めるため、人的・物的支援の充実を図ること。
- ⑭ 放射性物質の拡散による農産物の市場価格の下落や販売不振等の影響を踏まえ、東京電力の賠償の対象とならない農地等の除染費用についても、支援措置を講じること。

- ⑮ 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱基準の明確化と放射線量の測定方法の簡素化を図ること。

(3) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 水道水の放射性物質の検査については、今後も継続して定期的実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- ② 住民が持ち込む自家消費野菜等の放射能測定事業に対する必要な財政措置と技術的な支援を行うこと。また、今後も長期にわたり子どもたちの被ばく防止や保護者の不安解消などの対策が必要なことから、学校給食など放射性物質測定に要する経費についても継続的な財政措置を講じること。
- ③ 米の全量全袋検査等の経費については、国が全額を負担すること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、国が全額を負担すること。また、対象農地の調査等事業要件の確認が、都市自治体や事業主体等の負担となることから、これらの調査を国の責任において実施すること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償とし、迅速な支払いを行うよう東京電力に対し強く指導すること。また、都市自治体が実施した様々な業務について確実に賠償対象とすること。
- ② 東京電力に対し、原発事故の原因者としての責任を自覚した上で、多方面にわたる被害の実態を認識し、県境で区別することなく、被災者の立場に立って迅速、適正な賠償を行い、社会的な責任を果たすよう国が指導すること。
- ③ 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、原木しいたけ等の農林水産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑥ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京

電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。

- ⑦ 国は、住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、引き続き自主的避難等に係る損害について、被害の実態に見合った賠償が行われるよう指導すること。
- ⑧ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。
- ⑨ 放射性物質に起因する出荷制限・出荷自粛により農畜水産物等の被害を受けた生産者をはじめとした関係事業者及び風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者に対して、国及び東京電力の責任においてその損害に対する完全な賠償を早急に行うこと。また、被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。
- ⑩ 出荷団体等が自主的に行っている各農畜水産物の放射性物質検査費用について、国の責任において早急に完全補償を行うこと。

(5) 医師確保対策等について

- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(6) 住民の健康確保について

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用や外部被ばく量を測定するための個人線量計（バッジ式線量計）について財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係都市自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
- ② 福島県以外での子どもに対する健康調査について、長期間にわたる低線量被ばくの健康への影響等、国としての具体的対応を早期にまとめるとともに、健康調査や内部被ばく検査に係る費用全額について、国が財政措置を講じること。

また、健康調査が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じること。

- ③ 「子ども・被災者生活支援法」の具体的対応に向けた基本方針を早期に策定すること。また、同法に定める支援対象地域の設定については、合理的に説明できるものにする。
- ④ 「子ども元気復活交付金」については、子どもの心身をケアする施策を対象とするなど、被災地の実情に沿った柔軟な運用を行うこと。
- ⑤ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑥ 子どもの学習環境の整備及び健康管理のため、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用について、国が全額を負担すること。

(7) 自主避難者等に対する生活再建支援について

- ① 「子ども・被災者生活支援法」及び基本方針に基づく自主避難者を含めた避難者対策を速やかに実施すること。
- ② 新たに創設された「長期避難者生活拠点形成交付金」等の制度については、被災地の実情に合わせて運用すること。
- ③ 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズの把握、個々具体的な相談体制の構築について、被災県などと連携を取りながら適切な措置を講じること。また、避難者受入市町村の負担が生じないように、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても財政措置を講じること。

(8) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について

- ① 消費者に対し、放射性物質の基準値を下回った農林水産物の安全と安心について、積極的かつきめ細やかに説明し、冷静な判断材料を提供するとともに、消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、「地方消費者行政活性化交付金制度」を平成 26 年度以降も継続すること。また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。さらに、都市自治体が風評被害を解消するための取組については、十分な財政措置を講じること。
- ② 風評被害払拭のため、広報・PRに対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ③ 風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工

業団地整備に対する補助制度を創設すること。

- ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑤ 各関係特区の新設及び変更に当たっては、対象地域及び対象業種を被災地の意向のとおり認めること。
- ⑥ 被災地からの産業の流出を防止するため、幅広い業種の企業を対象として、従来の枠にとらわれない税制の特例、電気料金等公共料金の優遇等の思い切った優遇策を講じる制度を創設すること。また、東北電力が計画している電気料金の値上げは、被災地の復興に向けた必死の取組みに水を差し、復興への歩みを停滞させることは必至であるので、その実施に当たっては、被災地の負担軽減など復興に支障が生じないよう特段の措置を講じること。
- ⑦ しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
- ⑧ 伝統工芸品産地の振興等に対する十分な支援措置を早急に講じること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、安全評価について慎重を期し、その結果を分かりやすく説明すること。
- ② 使用済み燃料の中間貯蔵対策の強化を図ること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準を強化することにより安全の徹底を図るとともに、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。
- ② 住民の冷静な行動を促すための適切な情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、災害時の情報伝達体制を構築すること。
- ③ 原子力災害対策指針における 30km 圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的な内容を速やかに明らかにするとともに、地域防災計画に基づく対策に要する費用について十分な財

政措置を講じること。

- ④ 原子力災害時における広域避難等の行動指針や基準を早急に構築すること。
- ⑤ 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえた上で具体的な方針を示し、避難手段となる公共交通機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関及び受入自治体・福祉施設等との協力・支援体制を確立すること。また、住民避難や資材輸送等に必要となる広域道路等の基盤整備を推進するとともに、避難場所の確保等について、実効性のある対策を講じること。
- ⑥ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。
- ⑦ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、未解決課題の方針を示すとともに、周辺自治体の意見を十分踏まえ、国・県が連携して支援すること。
- ⑧ 原子力発電所に隣接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑨ 「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」については、市町村の実態に十分配慮すること。
- ⑩ 都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。
- ⑪ 原子力発電施設以外の放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

（3）原発事故に対する危機管理体制の強化について

- ① 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図るなど危機管理体制を構築するとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
- ② 原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、安全規制及び防災対策上の位置付けを明確化すること。

3. 中・長期的なエネルギー政策について

- （1）地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

- (2) 原子力発電所の再稼働及び新たな運転に係る判断に当たっては、原子力規制委員会から示される新たな安全基準に基づき、周辺地域の意見を十分に尊重すること。